

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線部分は、改正部分)

改正案	現 行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 第一条～第八十七条の二 (略) (食事) 第八十八条 (略) 2・3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第八十九条～第二百四十五条 (略) (食事) 第二百四十六条 (略) 2～4 (略) 5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第二百四十七条～第三百十二条の二 (略) (食事) 第三百十三条 (略) 2・3 (略) 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 第一条～第八十七条の二 (略) (食事) 第八十八条 (略) 2・3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第八十九条～第二百四十五条 (略) (食事) 第二百四十六条 2～4 (略) 5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 第二百四十七条～第三百十二条の二 (略) (食事) 第三百十三条 (略) 2・3 (略) 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

第三百十四條～第四百二十條 （略）

（食事）

第四百二十一条 （略）

2～4 （略）

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に
栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び
調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

第四百二十二条～第四百三十八条 （略）

第三百十四條～第四百二十條 （略）

（食事）

第四百二十一条 （略）

2～4 （略）

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に
栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法につ
いて保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

第四百二十二条～第四百三十八条 （略）